明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一）　二
○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令（一二）　三
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（一三）　三
○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四）　五
○公認会計士法施行令等の一部を改正する政令（一五）　五
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　六
〔府　令〕
○公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　六
〔府令・省令〕
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　四
〔告　示〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三九、四一、四三）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同四〇）　四
○令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件（同四二）　四
○特別警報の基準の一部を改正する件（気象庁三）　四
〔官庁報告〕
国家試験
令和五年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　五
公聴会
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一一号）（文部科学省）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九四号）の施行期日は、令和五年二月二〇日とすることとした。

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（文部科学省）

1　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部改正

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成一五年法律第一一四号）第一六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とすることとした。

2　施行期日等

㈠　文部科学省組織令（平成一二年政令第二五一号）及び中央教育審議会令（平成一二年政令第二八〇号）について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九四号）の施行の日（令和五年二月二〇日）から施行することとした。

◇国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（政令第一三号）（厚生労働省）

1　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第一五条の三第三項の規定による納付金の納付の手続等に関し必要な事項を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。